

様式第5号

兵退第 号
年 月 日

個人情報開示請求拒否決定通知書

請求者

様

兵庫県市町村職員退職手当組合
組合長

年 月 日に請求のありました個人情報について、個人情報保護法第81条の規定により、個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否することを決定しましたので、個人情報保護法第82条第2項の規定により通知します。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県市町村職員退職手当組合長に対して不服申立てをすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県市町村職員退職手当組合を被告として（訴訟において兵庫県市町村職員退職手当組合を代表する者は組合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の内容又は件名	
備 考	